本則に次の一章を加える。

第三十三条　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一　第十四条第一項の規定に違反して、届出をしないで土地を有償で譲り渡した者

二　第十四条第一項の規定による届出について、虚偽の届出をした者

三　第十七条の規定に違反して、同条に規定する期間内に土地を譲り渡した者

附則第三項及び第四項を削り、附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改め、同項ただし書を削り、同項の次に次の二項を加える。

3　前項の規定にかかわらず、この法律の失効前に支給が開始された次の各号に掲げる給付金については、当該各号に定める規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

一　第十条第一項の給付金　同条

二　第二十九条第一項の特定給付金　同条

4　附則第二項の規定にかかわらず、この法律の失効前に第十六条第一項の規定による手続により買い取られた土地については、第十八条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第二項の改正規定（平成二十四年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改める部分に限る。）及び附則第三条の規定　公布の日

二　附則第四条の規定　この法律の公布の日又は国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）の公布の日のいずれか遅い日

（経過措置）

第二条　この法律による改正前の沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律第六条第一項の規定により定められた返還実施計画は、この法律による改正後の沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法第八条第一項の規定により定められた返還実施計画とみなす。

（政令への委任）

第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（国家公務員法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四条　国家公務員法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第二十二条のうち、内閣府設置法附則第三条の改正規定中「同条に次の」を「同表平成三十四年三月三十一日までの間の項中「附則第二条第二項」を「附則第二条第三項」に改め、同条に次の」に改め、同法附則第五条の改正規定中「改める」を「改め、同条第二号中「附則第二条第二項」を「附則第二条第三項」に改める」に改める。

（防衛省設置法の一部改正）

第五条　防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の表平成二十四年三月三十一日までの間の項及び沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律第八条の規定が効力を有する間の項を次のように改める。

平成三十四年三月三十一日までの間	沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号）第八条の規定による返還実施計画の策定及びこれに基づく措置並びに同法第十九条の規定による駐留軍用地の返還についての見通しの通知に関すること。
沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法第十条及び第二十九条の規定が効力を有する間	同法第十条の規定による給付金及び同法第二十九条の規定による特定給付金の支給に関すること。

（内閣府設置法の一部改正）

第六条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表に次のように加える。

平成三十四年三月三十一日	沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号）の規定による駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

附則第三条の表に次のように加える。

平成三十四年三月三十一日までの間	附則第二条第二項の表平成三十四年三月三十一日の項の下欄に掲げる事務

附則第五条第二号を次のように改める。

二　附則第二条第二項の表平成三十四年三月三十一日の項の下欄に掲げる事務

内閣総理大臣	野田　佳彦
外務大臣	玄葉光一郎
財務大臣	安住　淳
農林水産大臣	鹿野　道彦
国土交通大臣	前田　武志
防衛大臣	田中　直紀

特別会計に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十四年三月三十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

法律第十五号

特別会計に関する法律の一部を改正する法律

特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十七節　自動車安全特別会計（第二百十条―第二百二十一条）」を「第十七節　自動車安全特別会計（第二百十条―第二百二十一条）　第十八節　東日本大震災復興特別会計（第二百二十二条―第二百三十三条）」に、「第二百二十二条」を「第二百三十四条」に改める。

第二条第一項に次の一号を加える。

十八　東日本大震災復興特別会計

第二十三条第一号中ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ　東日本大震災復興特別会計からの繰入金

第八十八条第三項第一号中トをチとし、ニからヘまでをホからトまでとし、ハの次に次のように加える。

ニ　東日本大震災復興特別会計からの繰入金

第九十九条第二項第一号中リをヌとし、ハからチまでをニからリまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ　東日本大震災復興特別会計からの繰入金

第百五条中「国庫負担金の額」を「国庫負担金として一般会計から受け入れるべき金額」に、「補てんする」を「補塡する」に改める。

第百六十二条第一号中チをリとし、ニからトまでをホからチまでとし、ハの次に次のように加える。

ニ　東日本大震災復興特別会計からの繰入金

第百九十八条第七項第八号中「あるものに限る」の下に「。次号において同じ」を、「国土交通大臣が施行するもの」の下に「（次号に規定する東日本大震災復興特別会計所属港湾関係工事を除く。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

八の二　東日本大震災復興特別会計所属港湾関係工事（港湾施設の災害復旧に関する工事、第四項第一号に規定する政令で定める事業の工事及び海岸法第二条第一項に規定する海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事で国土交通大臣が施行するもののうち第二百二十二条第二項に規定する復興事業に係るもの並びにこれらの工事に密接な関連のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するものをいう。以下この節において同じ。）の管理